

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

今年度6回目の配信です。前回から、「法令編」に入りました。今回からは、「暴力団対策法第9条」に規制されている暴力的要求行為の禁止の代表的27事例について紹介します。以前にも取り上げていますが、再確認していただければと思います。

さて、今年も残りわずかとなりましたが、令和4年はどのような年であったでしょうか。コロナの感染が増加していますが、健康に留意され良い新年をお迎えください。

法令編(立花書房教本の一部抜粋)

1 暴力的要求行為の禁止(法9条～以下の3要件を満たす行為が禁止される。(代表的27事例の紹介)

- (1) 行為の主体が指定暴力団であること。
- (2) 「その者の所属する指定暴力団等の威力を示す」という手段、方法を用いること。
- (3) その行為が法9条各号に定める暴力的要求行為であること。

① 口止め料を要求する行為

一般の人々に知れ渡っていない事実を公にしないことなどの見返りとして金品その他の財産上の利益の供与を要求する行為

② 不当贈与要求行為

人に対し、不当に、ないしは社会的妥当性を欠く方法で、寄附金・賛助金・義援金等名目のいかんを問わず、金品等の贈与を要求する行為

③ 不当下請け等要求行為

建設工事等の請負業務に関連し、その発(受)注者が拒絶しているにもかかわらず、下請け参入・資材の納入等の受入れを要求する行為

④ みかじめ料要求行為

縄張り内で風俗営業や飲食店等を営む者に対し、あいさつ料・みかじめ料等名目のいかんを問わず、その営業を営むことを容認する対償として金品等を要求する行為

⑤ 用心棒料 要求行為

縄張りで営業を営む者に対し、物品購入や用心棒料等を要求する行為

⑥ 高利債券取立行為

利息制限法に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴う債務の履行を要求する行為

⑦ 不当債権取立行為

人から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、債務者に対し、乱暴な言動を交えたり、迷惑を覚えさせるような方法で訪問したり電話をかけるなどして債券の取り立てを行う行為